

浦安市重度障がい者等自動車燃料費の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月31日

浦安市長

浦安市規則第53号

浦安市重度障がい者等自動車燃料費の助成に関する規則の一部を
改正する規則

第1条 浦安市重度障がい者等自動車燃料費の助成に関する規則（平成21年規則第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「自動車を所有している」を「自動車検査証に記載されている所有者又は使用者である」に改め、同項第3号中「、当該世帯に属する者のいずれかの所有する自動車に応じた」を削り、同条第2項第3号を次のように改める。

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条第2号又は第26条の2各号のいずれかに該当する重度障がい者等当該該当するに至った日の属する月から該当しなくなった日の属する月まで

第4条の見出し中「額」を「額及び助成対象期間」に改め、同条に次の1項を加える。

2 助成の対象期間は、次条第1項の規定による申請をした日から助成対象者の要件を欠くに至った日までとする。

第5条の見出し中「申請」を「助成資格の認定申請」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「助成金の交付」を「自動車燃料費の助成」に、「所有する」を「所有し、又は使用する」に、「浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金交付申請書」を「浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金助成資格認定申請書」に改め、同条第2項中「、助成」を「、助成資格の認定」に、「浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金交付決定・却下通知書」を「浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金助成資格認定・却下通知書」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

(助成金の交付申請及び決定等)

第6条 前条第2項の規定により助成資格の認定を受けた者（以下「助成資格者」という。）は、毎月10日までに、その前月分までの助成金について、浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金交付申請書（別記第3号様式）に自動車燃料費の額を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付の決定をするときは浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金交付決定兼支払通知書（別記第4号様式）により、助成金の交付を却下するときは浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金交付却下通知書（別記第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第7条 前条第1項の規定により毎月10日までに申請をした助成金については、その翌月に支払うものとする。

第8条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条中「受給者」を「助成資格者」に、「浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金交付申請事項変更・資格喪失届（別記第4号様式）」を「浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金助成資格認定申請事項変更・資格喪失届（別記第6号様式）」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、申請した事項に変更を生じたときは、当該変更の内容を証する書類を添付しなければならない。

第8条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、その内容を確認し、申請事項の変更の決定をするときは浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金助成資格認定申請事項変更決定通知書（別記第7号様式）により、資格の喪失の決定をするときは浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金助成資格喪失通知書（別記第8号様式）により、当該届出者に通知するものとする。

第9条を次のように改める。

(現況の届出)

第9条 市長は、助成資格者に対し、必要に応じて、市長が別に指定した期日までに、浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金現況届（別記第9号様式）の提出を求めることができる。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者にあつては、その写し

(2) 運転免許証の写し

(3) 自動車検査証の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の届出により、第5条第1項の規定により申請した事項の変更又は資格の喪失を確認したときは、前条第1項の規定による届出があったものとみなす。

4 前条第2項の規定は、前項の規定により届出があったものとみなされた場合について準用する。

第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(助成資格の認定等の取消し)

第10条 市長は、助成資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第2項の規定による助成資格の認定を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 前条第1項の規定による届出がされなかったとき。

(3) この規則の規定に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第2項の助成金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 前項の助成資格の認定を取り消す場合において、当該認定の取消しに係る部分について、当該助成資格者が既に第6条第2項の規定により助成金の交付の決定を受けているとき。

(2) 第3条第2項第3号に規定する重度障がい者等に該当する助成資格者が、当該重度障がい者等に該当するに至った日以後に、当該助成資格者が既に第6条第2項の規定により助成金の交付の決定を受けているとき。

3 市長は、第1項の規定により助成資格の認定を取り消したとき、又は前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金助成資格認定取消・交付決定取消通知書（別記第10号様式）により、当該助成資格者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第11条 市長は、第8条第2項の規定により資格の喪失を決定した場合（第9条第4項の規定により準用する場合を含む。）又は前条第2項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該喪失の決定又は当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

別記様式を次のように改める。

別 記

第 1 号様式（第 5 条第 1 項）

浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金助成資格認定申請書

年 月 日

浦安市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

自動車燃料費助成金の助成資格の認定を受けたいので、浦安市重度障がい者等自動車燃料費の助成に関する規則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

重度障がい者等	氏 名		生年月日	
	住 所		電話番号	
障がいの種類	身体障害者手帳		人工透析	
	療 育 手 帳		相談所判定	
	精神障害者 保健福祉手帳			
施設又は病院への入所 又は入院の状況				
車 両	自動車登録番号 又は車両番号			
	所有者氏名			
	所有者住所			
	使用者氏名			
	使用者住所			
振 込 先	金融機関名			
	口座番号			
	口座名義人			

添付書類

- 1 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者にあつては、その写し
- 2 運転免許証の写し
- 3 自動車検査証の写し

第2号様式（第5条第2項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金助成資格認定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった自動車燃料費助成金の助成資格の認定について、浦安市重度障がい者等自動車燃料費の助成に関する規則第5条第2項の規定により次のとおり認定・却下したので、通知します。

1 認定

氏 名	
住 所	
自動車登録番号 又は車両番号	
助成対象の始期	

2 却下

(理由)

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第6条第1項）

浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金交付申請書

年 月 日

浦安市長 様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

自動車燃料費助成金の交付を受けたいので、浦安市重度障がい者等自動車燃料費の助成に関する規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

重度障がい者等	氏 名		生年月日	
	住 所			
交付申請対象月				
交付申請額				

注 自動車燃料費の額を支払ったことを証する書類を添付してください。

第4号様式（第6条第2項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金交付決定兼支払通知書

年 月 日付けで申請のあった自動車燃料費助成金の交付について、浦安市重度障がい者等自動車燃料費の助成に関する規則第6条第2項の規定により次のとおり決定したので、通知します。また、次のとおり指定の口座に振り込みます。

氏 名	
住 所	
自動車登録番号 又は車両番号	
交付決定対象月	
交 付 決 定 額	

金 融 機 関 名	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	
振 込 金 額	
振込予定年月日	

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第6条第2項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金交付却下通知書

年 月 日付けで申請のあった自動車燃料費助成金の交付について、浦安市重度障がい者等自動車燃料費の助成に関する規則第6条第2項の規定により次のとおり却下したので、通知します。

氏 名	
住 所	
自動車登録番号 又は車両番号	
却下の理由	

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式（第8条第1項）

浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金助成資格認定申請
事項変更・資格喪失届

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所
届出者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって助成資格の認定のあ
った自動車燃料費助成金について、次のとおり申請事項の変更・資格の喪
失があったので、浦安市重度障がい者等自動車燃料費の助成に関する規則
第8条第1項の規定により届け出ます。

重度障がい者等	氏 名		生年月日	
	住 所			
変更内容	変 更 前			
	変 更 後			
資格喪失の事由				
申請事項の変更 又は資格喪失 のあった年月日				

注 申請した事項に変更を生じたときは、当該変更の内容を証する書類を
添付してください。

第7号様式（第8条第2項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金助成資格認定申請事項
変更決定通知書

浦安市重度障がい者等自動車燃料費の助成に関する規則第8条第2項の規定
により、次のとおり変更決定したので、通知します。

氏 名	
住 所	
自動車登録番号 又は車両番号	
変 更 前	
変 更 後	

第 8 号様式（第 8 条第 2 項）

第 年 月 日 号

様

浦安市長



浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金助成資格喪失通知書

浦安市重度障がい者等自動車燃料費の助成に関する規則第 8 条第 2 項の規定により、自動車燃料費助成金を支給すべき事由が消滅したので、通知します。

氏 名	
住 所	
資格喪失の事由	
資格喪失の あった年月日	

第9号様式（第9条第1項）

浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金現況届

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所
届出者 氏 名
電話番号

浦安市重度障がい者等自動車燃料費の助成に関する規則第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

重度障がい者等	氏 名		生年月日	
	住 所		電話番号	
障がいの種類	身体障害者手帳		人工透析	
	療育手帳		相談所判定	
	精神障害者保健福祉手帳			
施設又は病院への入所又は入院の状況				
車	自動車登録番号又は車両番号			
	所有者氏名			
両	所有者住所			
	使用者氏名			
	使用者住所			

添付書類

- 1 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者にあつては、その写し
- 2 運転免許証の写し
- 3 自動車検査証の写し

第 1 0 号様式（第10条第 3 項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金助成資格認定取消・
交付決定取消通知書

次の内容について、取消しをしたので通知します。

- 重度障がい者等自動車燃料費助成金の助成資格の認定
- 年 月 日付け 第 号をもって決定のあった重度障がい者等自動車燃料費助成金の交付の決定

（取消しの理由）

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第2条 浦安市重度障がい者等自動車燃料費の助成に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定による申請は、当該自動車燃料費を支払った日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前において、改正前の浦安市重度障がい者等自動車燃料費の助成に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第5条第1項の規定により自動車燃料費助成金の交付の申請をした者（次項に規定する者を除く。）については、改正後の浦安市重度障がい者等自動車燃料費の助成に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第5条第1項の規定による助成資格の認定の申請がされたものとみなす。
- 3 施行日前において、改正前の規則第5条第2項の規定により自動車燃料費助成金の交付決定を受けている者については、改正後の規則第5条第2項の規定による助成資格の認定がされたものとみなす。